

パブリックコメントで提出された意見と市の考え方

「鹿島市地域福祉計画及び地域福祉活動計画(計画素案)」に対するパブリックコメントで提出されたご意見とそれに対する市の考え方を以下のとおり整理しました。

提出されたご意見（原文のまま掲載）	市の考え方
<p>(1) 「社会福祉法第4条；地域福祉の推進」（p3）には「地域住民」がまずはじめて来て、地域住民が「地域福祉の推進に努めなければならない」とあります。住民はいまでもどちらかという、福祉は国任せ、市役所任せ、業者任せになっているのではないのでしょうか。この視点を大きく変えていこうとするのが、この「地域福祉計画」と思いますが。まず自分たちの地域は自分で作って行くという、地方自治本来の意味はここにあることを鹿島市民全員によく浸透させることがまず大切と思います。</p> <p>そのための鹿島市役所の覚悟の文章を計画本文のはじめに入れて欲しいと思います。たとえば、「鹿島市総合計画」の冒頭にある「鹿島市市民憲章」を載せるとか、新たに「条例」で市民に積極的な参加をもとめる強いアピールが必要と思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見のとおり、「市民憲章」を掲載いたします。
<p>(2) 「社会福祉法第4条；地域福祉の推進」（p3）には「地域住民」がまずはじめて来て、地域住民が「地域福祉の推進に努めなければならない」とあります。しかし、このように漠然と書かれていてもどこで、どのようにしていったらよいかかわからないので、鹿島市ではp31にあるように7つの「小学校区」を地域とすることを提案します。そして、部落という語句を「小学校区」などと具体的に住民がイメージできるようにします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉に関わる市民アンケート（平成24年8月実施）の結果では、64%の方が地域の範囲を「部落」と認識されており、それに沿った計画を策定したいと考えております。
<p>(3) 各小学校区ごとに「鹿島市地域福祉計画」を実現するための「住民座談会」などを持つように働きかけをしていきます。（佐賀県「市町村地域福祉計画策定ガイドライン（改訂版）」平成20年3月、p5）そして各小学校区ごとに「〇〇小学校区地域福祉計画」を住民の話し合いのもとで作っていきます。</p> <p>この策定作業の中で市役所の担当者や社協の担当者が鹿島市の地域福祉計画を説明し、指導しながら住民とともに作業をしていきます。計画実施後は数年後計画評価し、定期改訂します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画を実施するうえで参考にさせていただきます。
<p>(4) 「p19～p22（3）地域福祉を支える地域資源と住民自治への新たな取組み」は各小学校区に分けてまとめ、その地域の住民が自分の地域での資源や取組みがわかるように編集しなおしてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・No.2で述べていますが、「部落」における共助を記載しています。
<p>(5) 策定作業での経費や勉強会等での経費などの予算化を市役所で行っていきます。鹿島市も予算は赤字です。地方債の発行で毎年もっているとおもいます。地域福祉が浸透すると住民が率先し動くことによって予算の経費削減につなげたいものです。その削減効果がいくらぐらいになるかできたら試算して住民に知らせてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画を実践していく過程において、ご意見のとおり、財政効果の測定も可能になるのではないかと考えております。

提出されたご意見（原文のまま掲載）	市の考え方
<p>(6) p 41にある、「ワンストップ相談体制」づくりの具体的な案を示してください。市役所内の部署の連携、福祉、保険、医療、雇用、教育、文化、交通、住宅などの連携（計画の推進 p 88）をどのようにしていくか具体的な方策をしめしてください。そのことによって各小学校区での地域福祉計画が作りやすくなります。 具体例：「地域福祉課」や「まちづくり推進課」などの創設。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市では市民サービスの維持・充実を図るため、「窓口サービスの充実プロジェクトチーム」を平成23年度に立上げ、こどもに関する部門の集約や福祉と健康に関する部門の再配置などを検討しています。 ・地域福祉計画は、福祉分野の個別計画の上位に位置づけられるもので、理念的な方向性を定めるものであり、個々の具体的な取り組みについては、関係各課での調整と個別計画との整合の中で検討を進めていきます。
<p>(7) 7つの小学校区ごとに住民座談会を進行するために、自助と共助、公助との連携役をする市役所職員、社協職員の各区の担当者を決めてください。また、市役所職員や社協職員も市内在住者はいずれかの校区に住んでいるのでその地区ではそれらの職員が積極的な役割を果たすように、市役所内部でも「鹿島市地域福祉計画」の浸透のための学習会などを開いてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画を実施するうえで参考にさせていただきます。
<p>(8) 地域福祉計画については先進市町村があります。市役所職員等とともに住民もそれらの地域の視察にいけるようにして欲しいと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画を見直す場合には、ご意見のとおり、先進地視察等を実施したいと考えています。
<p>(9) 「社会福祉法第4条；地域福祉の推進」（p 3）には「地域住民」が地域福祉の推進をするがありますが、その中身として「地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化そのたあらゆる分野の活動に参加する・・・」となっています。つまり地域福祉を広い視野で捉えています。このあらゆる分野となると、単なる「福祉計画」にとどまらず、「地域づくり」「まちづくり」になっていくと思います。ですので、この社会福祉法第4条を実現するためには、鹿島市の各小学校区において「〇〇小学校区まちづくり」の話し合いの場づくりをするのも一手とおもいます。 その一環として「〇〇小学校区地域福祉計画」が話し合われるのが、様々な分野で活躍する全住民の関心をひきつけられると思います。「まちづくり」のなかで産業振興や農業問題、漁業、観光振興や教育、いじめ、子育て、防災、生涯学習などの問題も住民の話し合う場ができていくとおもいます。 住民の話し合いの場を持ち続けていくことは、はじめは慣れませんが、続けていくことによって習慣となり、いつの間にか自分の願いがかない、安心して住みよい街ができていくのではないのでしょうか。 鹿島市は古い伝統がよく引き継がれ、文化も高い地域柄とおもいます。さらによいふるさつをつくるために今回「鹿島市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」が策定、実行されることが、そのきっかけとなることを願ってやみません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ありがたい貴重なご意見として受け止めたいと思います。 ・計画を実践していく過程において、「部落」内の住民の地域福祉に対する理解と取り組み姿勢の熟度に尽きると思います。熟度を増していくためには、行政も積極的に地域と関わりながら地域での自主的な集会などの頻度等を高める必要があると考えております。